## 令和6年12月3日開会

令和6年第4回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

## 令和6年第4回下妻市議会定例会議案目次

		貝
報告第19号	専決処分の報告について「損害賠償について」	3
報告第20号	専決処分の報告について「損害賠償について」	5
報告第21号	専決処分の承認を求めることについて「令和6年度下妻市一般会計補 正予算(第5号)について」	7
議案第63号	下妻市手数料条例の一部改正について	19
議案第64号	下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について	22
議案第65号	財産の減額譲渡について	29
議案第66号	市道路線の認定について	31
議案第67号	市道路線の廃止について	34
議案第68号	令和6年度下妻市一般会計補正予算(第6号)について	39
議案第69号	令和6年度下妻市水道事業会計補正予算(第1号)について	56
議案第70号	下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任について	61

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊 池 博

#### 報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第 1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

#### 裁決第9号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専 決処分する。

令和6年9月27日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- 1 件 名 接触事故による損害賠償
- 2 事故発生日時 令和6年8月26日(月) 午後1時8分頃
- 3 事故発生場所 結城市下り松地内
- 4 事故発生状況 市有車が信号機のない交差点で左右確認のため前進したところ、 市有車の右前部が優先道路を走行していた相手方車両の左後部に 接触した。
- 5 示談の内容 市は相手方車両の損害額299,167円の90%、相手方は市有 車の損害額122,045円の10%を支払うことで示談する。
- 6 賠償支払額 269,250円

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊 池 博

#### 報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第 1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

#### 裁決第11号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専 決処分する。

令和6年11月7日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- 1 件 名 接触事故による損害賠償
- 2 事故発生日時 令和5年12月4日(月) 午前9時40分頃
- 3 事故発生場所 下妻市下妻戊地内
- 4 事故発生状況 市有車が糸繰川に架かる対面通行の橋を渡ろうとしたところ、当該 橋を渡り終えて直進してきた相手方車両と衝突した。
- 5 示談の内容 市は相手方車両の損害額303,996円の50%、相手方は市有 車の損害額2,029,044円の50%を支払うことで示談する。
- 6 賠償支払額 151,998円

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和6年度下 妻市一般会計補正予算(第5号)について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の 規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊 池 博

#### 報告理由

衆議院の解散による衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る予算を措置する令和6年度下妻市一般会計補正予算(第5号)について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第10号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

下妻市長 菊 池 博

令和6年度下妻市一般会計補正予算(第5号)について(別記)

## 令和6年度

# 下妻市補正予算書

一般 会計

## **|** 次

_	般会計	補 正 予 算	11
	補正予算	算に関する説明書	
	一般会	計 事 項 別 明 細 書	
	総	括	13
	歳	λ	15
	歳	出	16
	補正予	算給与費明細書	17

令和6年度下妻市一般会計補正予算(第5号)

令和6年度下妻市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,067,730千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

下妻市長 菊池 博

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

	款				項		補正前の額	補 正 額	計
15. 県	支	出	金				1, 468, 265	25, 461	1, 493, 726
				3. 委	託	金	90, 816	25, 461	116, 277
	歳	入		合	計		20, 042, 269	25, 461	20, 067, 730

歳 出 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
2. 総	務	費				3, 710, 121	25, 461	3, 735, 582
			4. 選	挙	費	9, 742	25, 461	35, 203
	歳	出	合	計		20, 042, 269	25, 461	20, 067, 730

# 下 妻 市 一 般 会 計 歳入歳出補正予算事項別明細書(第5号)

1. 総 括 (歳 入)

(成文 ノヘ)					(単位 1 口)
款		補正前の額	補 正 額	計	割合(%)
1. 市	税	5, 918, 521		5, 918, 521	29. 5
2. 地 方 譲 与	税	250, 800		250, 800	1. 3
3. 利 子 割 交 化	寸 金	2, 135		2, 135	0.0
4. 配 当 割 交 化	寸 金	26, 662		26, 662	0. 1
5. 株式等譲渡所得割	交付金	31, 303		31, 303	0. 2
6. 法 人 事 業 税 交	付 金	115, 700		115, 700	0.6
7. 地 方 消 費 税 交	付 金	1, 070, 000		1, 070, 000	5. 3
8. 環 境 性 能 割 交	付 金	33, 000		33, 000	0. 2
9. 地 方 特 例 交	付 金	103, 093		103, 093	0. 5
10. 地 方 交 付	税	2, 800, 000		2, 800, 000	14. 0
11. 交通安全対策特別	交付金	2, 977		2, 977	0.0
12. 分 担 金 及 び 負	担 金	68, 290		68, 290	0.3
13. 使 用 料 及 び 手	数料	110, 764		110, 764	0.6
14. 国 庫 支 出	金	3, 457, 082		3, 457, 082	17. 2
15. 県 支 出	金	1, 468, 265	25, 461	1, 493, 726	7. 4
16. 財 産 収	入	13, 012		13, 012	0. 1
17. 寄 附	金	1, 008, 201		1, 008, 201	5. 0
18. 繰 入	金	1, 650, 699		1, 650, 699	8. 2
19. 繰 越	金	549, 178		549, 178	2. 7
20. 諸 収	入	607, 387		607, 387	3. 0
21. 市	債	755, 200		755, 200	3.8
歳 入 合 ፣	<del></del>	20, 042, 269	25, 461	20, 067, 730	100. 0

#### (歳 出)

	志	le-			補正前の額	<b>堵 工 妬</b>	計	割合(%)
	苾	٨			佣 正 削 少 領	補正額	пT	割合(%)
1. 議		会		費	190, 907		190, 907	1.0
2. 総		務		費	3, 710, 121	25, 4	61 3, 735, 582	18.6
3. 民		生		費	7, 134, 084		7, 134, 084	35. 6
4. 衛		生		費	1, 392, 695		1, 392, 695	6.9
5. 労		働		費	29, 611		29, 611	0.1
6. 農		業		費	911, 009		911, 009	4.5
7. 商		工		費	376, 856		376, 856	1.9
8. 土		木		費	1, 694, 356		1, 694, 356	8.4
9. 消		防		費	746, 916		746, 916	3. 7
10. 教		育		費	2, 065, 394		2, 065, 394	10.3
11. 災	害	復	旧	費	5		5	0.0
12. 公		債		費	1, 760, 315		1, 760, 315	8.8
13. 予		備		費	30,000		30,000	0.2
歳	出	合	計		20, 042, 269	25, 4	61 20, 067, 730	100. 0

	補		正		額		Ø	具	t		源	内		訳		
		特		Ź	È		財		源	į			<b>→</b> 報	· 月	+	炬
国 児	県 支	出	金		地	方	債		そ	の	他		一般		1	源
			25, 461													
			25, 461													

#### 2. 歳 入

(款) 15. 県支出金

#### (項) 3.委託金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費 委 託 金	80, 888	25, 461	106, 349
計	90, 816	25, 461	116, 277

節		説明
区分	金額	
4. 選 挙 費 委 託 金	25, 461	衆議院議員総選挙費委託金

#### 3. 歳 出

(款) 2.総務費

#### (項) 4.選挙費

				補正	額の財	源 内
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源
				国県支出金	地方債	その他
3. 諸 選 挙 費	0	25, 461	25, 461	25, 461		
計	9, 742	25, 461	35, 203	25, 461		

訳	節			(単位 1 円)
一般財源	区分	金額	説	明
	1. 報 酬	2,031		25, 461
	2 呦 早 工 火 炊	10,000	1 報酬	2, 031
	3. 職員手当等	13, 022	委員長	37
	10. 需 用 費	2, 459	委員 3人分   投票管理者 30人分	93 384
	10. 而	2, 459	投票直连有 30人分	654
	11. 役 務 費	4, 880	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	11. (X 3)/ g	1,000	開票立会人 10人分	89
	12. 委 託 料	2, 545	期日前投票管理者 25人分	283
			期日前投票立会人 50人分	480
	13. 使用料及び	524	3 職員手当等	13, 022
	賃 借 料		時間外勤務手当	12, 723
			管理職員特別勤務手当	299
			10 需用費	2, 459
			消耗品費	1,643
			燃料費	94
			食糧費	167
			印刷製本費	155
			光熱水費	400
			11 役務費	4,880
			郵便料	1,677
			手数料	3, 203
			12 委託料	2, 545
			期日前投票受付業務委託料	1, 426
			投票所入場券作成委託料	844
			開票集計システム改修委託料	275
			13 使用料及び賃借料	524
			投票所その他借上料	322
			自動車等借上料	37
			期日前投票システム使用料	165

## (1)補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

#### 1. 特別職

		職員数		給		与
[	区 分	(人)	報酬	給料	期 末 手 当 3.40ヶ月分	地域手当
	長 等	3		25, 560	8, 329	
補正後	議員	18	80, 880		25, 205	
無正後	その他の特別職	1, 184	62, 263			
	計	1, 205	143, 143	25, 560	33, 534	
	長 等	3		25, 560	8, 329	
補正前	議員	18	80, 880		25, 205	
11日111日1	その他の特別職	1, 004	60, 232			
	計	1, 025	141, 112	25, 560	33, 534	
	長 等	0		0	0	
上 較	議員	0	0		0	
	その他の特別職	180	2,031			
	計	180	2, 031	0	0	

#### 2. 一般職

#### (1) 総 括

区		啦 吕 粉 ( ) \	給	給		
	分	職員数(人)	報酬	給 料	職員手当	
補正	E 後	( 257)	486, 940	1, 136, 697	793, 538	
, imi T		294	100, 710	1, 100, 031	130, 000	
補正	E 前	( 257)	486, 940	1, 136, 697	780, 516	
, imi T	補 正 前 294	100, 710	1, 100, 031	700, 810		
比	較	( 0)	0	0	13, 022	
<i>ν</i> υ	+X	0		O	13, 022	

#### () 内は、短時間勤務職員外書き

	区分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補 正 後	14, 497	299	32, 724	77, 322
	補正前	14, 497	0	32, 724	64, 599
	比 較	0	299	0	12, 723

#### (単位 千円)

	 費				(平位 17)
寒冷地手当	その他の手当	計	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
	48	33, 937	6, 500	40, 437	3, 480
		106, 085	23, 651	129, 736	
		62, 263		62, 263	
	48	202, 285	30, 151	232, 436	3, 480
	48	33, 937	6, 500	40, 437	3, 480
		106, 085	23, 651	129, 736	
		60, 232		60, 232	
	48	200, 254	30, 151	230, 405	3, 480
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		2,031		2, 031	
	0	2, 031	0	2, 031	0

### (単位 千円)

			(1 = 114)
費計	— 共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
2, 417, 17	491, 675	2, 908, 850	170, 895
2, 404, 15	491, 675	2, 895, 828	170, 895
13, 02	0	13, 022	0

#### (単位 千円)

期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
344, 775	290, 200	18, 819	48	13, 390	1, 464
344, 775	290, 200	18, 819	48	13, 390	1, 464
0	0	0	0	0	0

給与費

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

									(十四 111)
区分	職員数(人)		絽	<u> </u>	<b>5</b>	費	共 済 費	Δ ≇1.	備考
区 万		報	酬	給料	職員手当	計	共 併 賃	合 計	(退職手当負担金)
補 正 後	( 3 ) 294			1,136,697	629,595	1,766,292	371,675	2,137,967	170,895
補 正 前	( 3 ) 294			1,136,697	616,573	1,753,270	371,675	2,124,945	170,895
比較	( 0 )			0	13,022	13,022	0	13,022	0

(単位 千円)

	区分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日直手当
職員手当の内訳	補正後	14,497	299	32,724	77,322	256,017	215,015	18,819	48	13,390	1,464
	補正前	14,497	0	32,724	64,599	256,017	215,015	18,819	48	13,390	1,464
	比 較	0	299	0	12,723	0	0	0	0	0	0

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

   云川十次	./// / / / / / / / / / / / / / / / / /							(十)(
□ \( \)	啦 号 粉 ( )	<b>~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ </b>		与	費		合 計	備考
区分	職員数(人)	報酬	給 料	職員手当	計	共 済 費	合 計	(退職手当負担金)
補 正 後	( 254 )	486,940		163,943	650,883	120,000	770,883	
補 正 前	( 254 )	486,940		163,943	650,883	120,000	770,883	
比 較	( 0 )	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

	区分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日直手当
職員手当の内訳	補正後					88,758	75,185				
	補正前					88,758	75,185				
	比 較					0	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説明	備    考
給	料	0	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
			昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
			その他の増減分			
職員	手 当	13,022	制度改正に伴う増減分			
			その他の増減分	13,022		

#### 議案第63号

下妻市手数料条例の一部改正について

下妻市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

#### 提案理由

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において戸籍謄本等の自動交付を開始するに当たり、当該交付に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

#### 下妻市条例第 号

下妻市手数料条例の一部を改正する条例

下妻市手数料条例(平成12年下妻市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「450円」の次に「(ただし、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する場合は、1通につき350円)」を加え、同条第13号中「(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第17号中「300円」の次に「(ただし、多機能端末機により交付する場合は、1件につき200円)」を加える。

付 則

この条例は、令和7年2月3日から施行する。

#### 下妻市手数料条例新旧対照表

現行	改正
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1
項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若	項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若
しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若	しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若
しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 1通につき	しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 1通につき
450円	450円(ただし、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で
·	接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行
	する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する場合
	<u>は、1通につき350円)</u>
(2)~(12) 略	(2)~(12) 略
(13) 印鑑に関する証明 1件につき 300円(ただし、多機能端末	(13) 印鑑に関する証明 1件につき 300円(ただし、多機能端末
機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該	機
端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをい	
<u>う。以下同じ。)</u> により交付する場合は、1件につき200円)	により交付する場合は、1件につき200円)
(14)~(16) 略	(14)~(16) 略
(17) 戸籍の附票の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円	(17) 戸籍の附票の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円 <u>(た</u>
	だし、多機能端末機により交付する場合は、1件につき200円)
(18)~(34) 略	(18)~(34) 略

#### 議案第64号

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

#### 提案理由

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の一部改正を踏まえ、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)において盛土等の許可の対象となる区域の面積を引き下げる等の改正が行われることから、当該県条例との整合性を図り、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

#### 下妻市条例第 号

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成29年下妻市条例第13 号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項第5号中「及び災害の防止」を削る。

第7条第1項第1号中「5,000平方メートル以上の」を「3,000平方メートルを超える」に、「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に、「5,000平方メートル以上となるもの」を「3,000平方メートルを超えることとなるもの」に改め、同条第2項第9号を削り、同項第10号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第4項中「及び災害の防止」を削る。

第8条第1号を削り、同条第2号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第1号とし、 同条第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第1項中「第10号」を「第9号」に改める。

第15条中「及び災害の防止」を削る。

第19条及び第26条第2項中「又は災害の防止」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後の下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第7条第2項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例

第7条第2項の規定による許可の申請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることと される場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。 現 行

改正

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(事業を行う者の責務)

第4条 事業を行う者は、事業を行うに当たっては、事業区域の周辺 の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、次に掲げる事項 に関し必要な措置を講じなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業区域周辺の生活環境の保全 及び災害の防止のために市長が必要と認める事項

#### 2~4 略

(事業の許可等)

- 第7条 事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。
- (1) 事業区域の面積が<u>5,000平方メートル以上の</u>土地における 事業(<u>5,000平方メートル未満</u>の土地における事業であっても、 その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業 を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合 は、当該事業区域と合算した面積が<u>5,000平方メートル以上とな</u> るもの を含む。)

(目的)

(事業を行う者の責務)

第4条 事業を行う者は、事業を行うに当たっては、事業区域の周辺 の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、次に掲げる事項 に関し必要な措置を講じなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業区域周辺の生活環境の保全のために市長が必要と認める事項

#### 2~4 略

(事業の許可等)

- 第7条 事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。
- (1) 事業区域の面積が<u>3,000平方メートルを超える</u>土地における 事業(<u>3,000平方メートル以下</u>の土地における事業であっても、 その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業 を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合 は、当該事業区域と合算した面積が<u>3,000平方メートルを超える</u> こととなるものを含む。)

現 改 行 Æ  $(2)\sim(5)$  略  $(2)\sim(5)$  略 2 前項の許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。) 2 前項の許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。) は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請 は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請 書を市長に提出しなければならない。 書を市長に提出しなければならない。 (1)~(8) 略 (1)~(8) 略 (9) 事業の施工に関する計画 (10) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に (9) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全 関する計画 関する計画 (11)・(12) 略 (10)・(11) 略 3 略 3 略 4 市長は、第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域 4 市長は、第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域 の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条 の生活環境の保全のため必要な限度において、条 件を付することができる。 件を付することができる。 (許可の基準) (許可の基準) 第8条 市長は、前条第1項又は第12条第1項の許可の申請が、次の 第8条 市長は、前条第1項又は第12条第1項の許可の申請が、次の 各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許 各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許 可をしてはならない。 可をしてはならない。 (1) その事業の施工に関する計画が規則で定める基準に適合して いること。 (2) その事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止 (1) その事業区域の周辺の地域の生活環境の保全 に関する計画が規則で定める基準に適合していること。 に関する計画が規則で定める基準に適合していること。

 $(2)\sim(5)$  略

(3)~(6) 略

現 行

改 正

(事業内容等の変更)

第12条 許可を受けた者は、第7条第2項第2号若しくは第4号から<u>第</u>10号までに掲げる事項又は事業を請け負わせる者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

#### 2 略

(施工管理者の設置等)

(関係行政機関への照会等)

- 第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(次項において「施工管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業を施工するときは、施工管理者に、当該事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害 <u>の防止</u>のために必要な施工上の管理をさせなければならない。 (書類の備付け及び閲覧)
- 第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書の写し、第17条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該事業に関し生活環境の保全<u>又は災害の防止</u>上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(事業内容等の変更)

第12条 許可を受けた者は、第7条第2項第2号若しくは第4号から<u>第9号</u>までに掲げる事項又は事業を請け負わせる者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

#### 2 略

(施工管理者の設置等)

- 第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全\_\_\_\_\_のために必要な施工上の管理をつかさどる者(次項において「施工管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業を施工するときは、施工 管理者に、当該事業区域の周辺の地域の生活環境の保全\_\_\_\_\_ のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書の写し、第17条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該事業に関し生活環境の保全\_\_\_\_\_上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。(関係行政機関への照会等)

# 現 行 改 正 第26条 略 第26条 略 2 市長は、生活環境の保全 又は災害の防止のため必要があると認め 2 市長は、生活環境の保全 のため必要があると認め

2 市長は、生活環境の保全<u>又は災害の防止</u>のため必要があると認めるときは、事業を行う者、事業に用いる土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する業務を行う者、事業を行う土地の所有者その他事業の関係者(次条において「事業を行う者等」という。)に対し、必要な協力を要請することができる。

2 市長は、生活環境の保全\_\_\_\_\_\_のため必要があると認めるときは、事業を行う者、事業に用いる土砂等を発生させる者、 土砂等を運搬する業務を行う者、事業を行う土地の所有者その他 事業の関係者(次条において「事業を行う者等」という。)に対し、 必要な協力を要請することができる。

#### 議案第65号

#### 財産の減額譲渡について

下記の財産を減額して譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊 池 博

記

#### 1 譲渡する財産(土地)

所在地	地目	面積
下妻市宗道119番2	学校用地	368.00平方メートル
下妻市宗道188番1	学校用地	22,273.00平方メートル
下妻市原508番1	学校用地	752.00平方メートル

#### 2 譲渡価格

21,540,000円

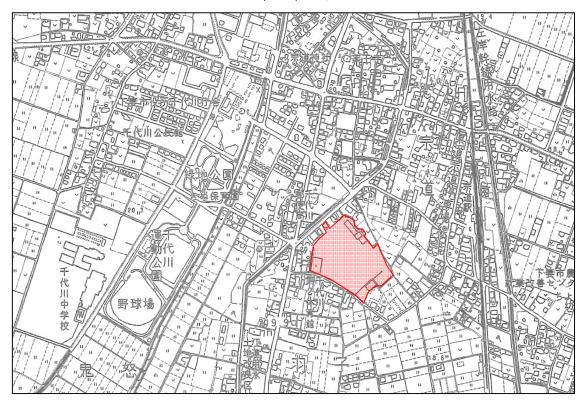
#### 3 譲渡の相手方

牛久市ひたち野西二丁目16番地3 合同会社あおぞら不動産販売 代表社員 中村 茜

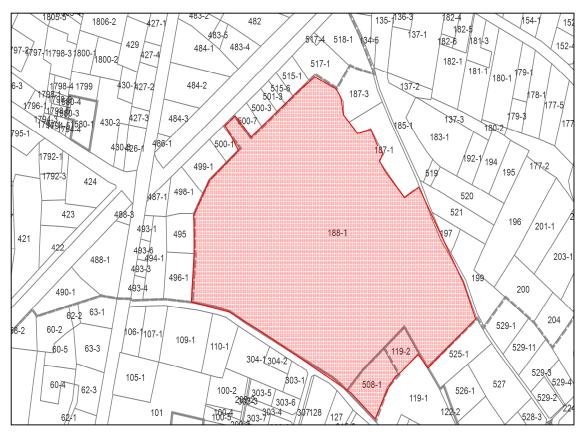
#### 提案理由

旧千代川中学校跡地を不動産鑑定評価額より減額して譲渡することについて、地方自治 法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図



地番図



#### 議案第66号

#### 市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記調書のとおり市 道路線を認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊 池 博

記

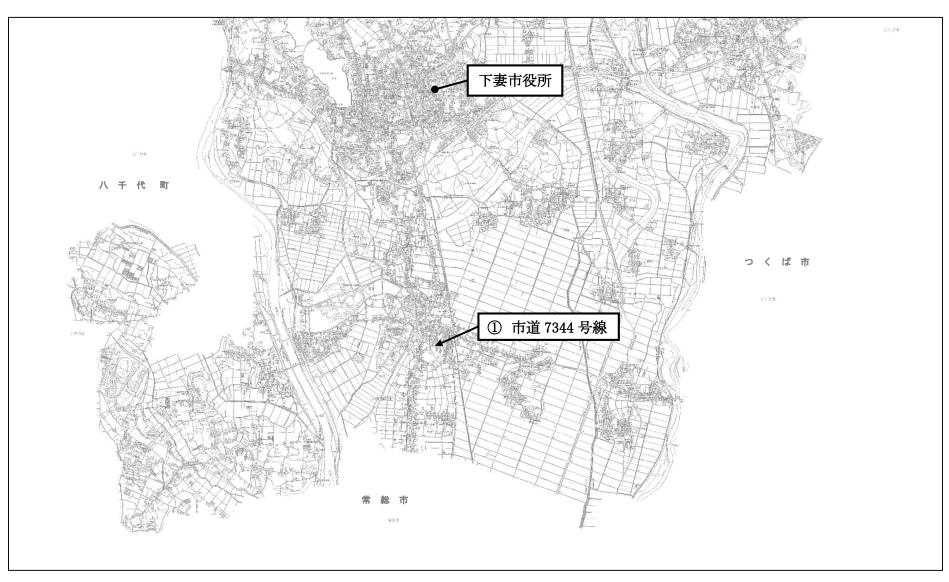
#### 市道路線の認定調書

42	位置図	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)
12			終点		
	1	7344 号線	宗道 137 番 1 地先	6.00~7.00	100.01
			宗道 192 番 1 地先		132.61

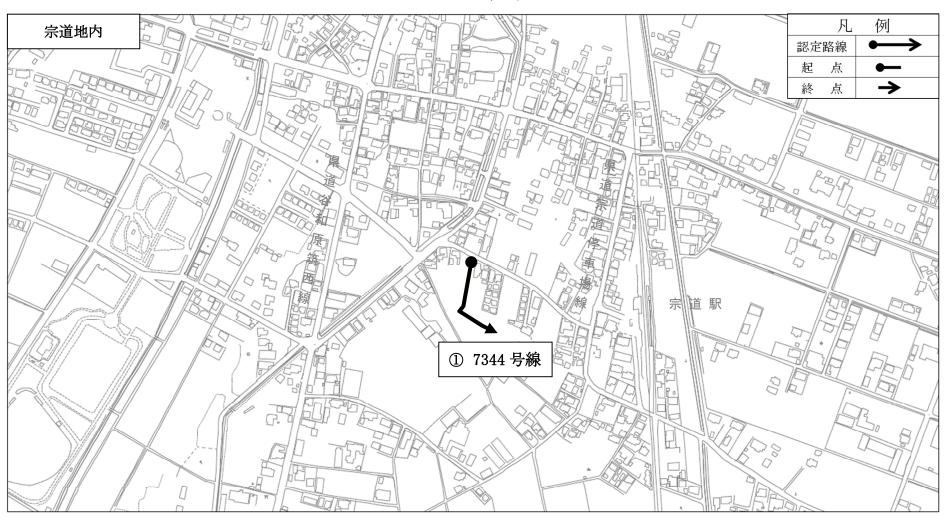
#### 提案理由

宅地開発による道路部分の寄附に伴い、路線の終点が変更となるため、宗道地内の1路線を市道路線に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 認定路線全体図



## 認定路線位置図



#### 議案第67号

#### 市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記調書のとおり 市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊 池 博

記

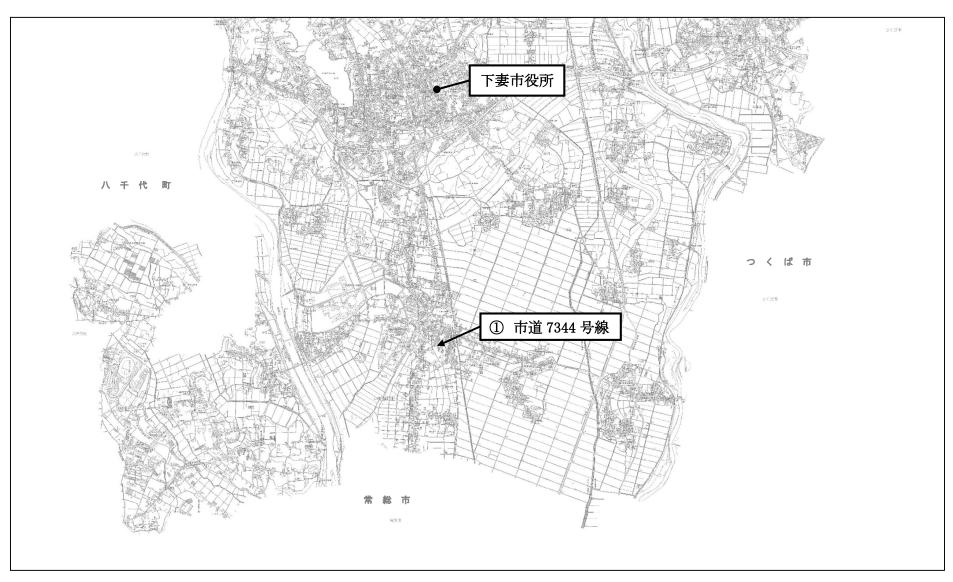
#### 市道路線の廃止調書

位置図	路線名	起点	· 幅員(m)	延長(m)
		終点		
	7344 号線	宗道 137 番 1 地先	6.00~7.00	65.61
		宗道 137 番 12 地先		

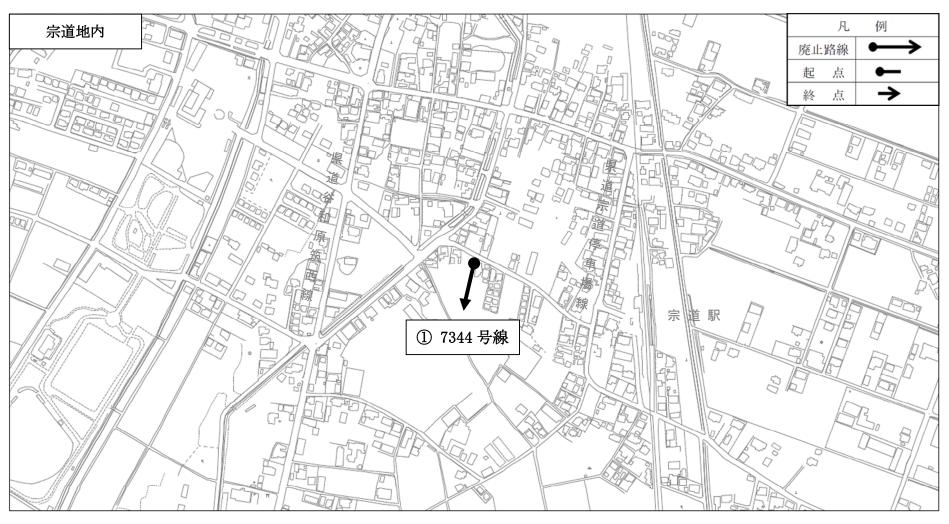
#### 提案理由

宅地開発による道路部分の寄附に伴い、路線の終点が変更となるため、宗道地内の1市 道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求め るものである。

## 廃止路線全体図



## 廃止路線位置図



## 令和6年度

## 下妻市補正予算書

一般会計特别会計水道事業

#### 

_	般会計	補 正 予 算	39
	補正予算	算に関する説明書	
	一般会	計事項別明細書	
	総	括	43
	歳	入	45
	歳	出	47
	補正予	算 給 与 費 明 細 書	52
	補正予算	章債務負担行為調書	54
	補正予	· 算 地 方 債 調 書·······	55
水	道 事	業 会 計 補 正 予 算	56

#### 議案第68号

令和6年度下妻市一般会計補正予算(第6号)

令和6年度下妻市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796,807千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ20,864,537千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月3日 提出

下妻市長 菊池 博

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

	款				Į	頁			補正前の額	補 正 額	計
14. 国	庫 支	出	金						3, 457, 082	98, 683	3, 555, 765
				1. 国	庫	負	担	金	2, 274, 273	95, 713	2, 369, 986
				2. 国	庫	補	助	金	1, 170, 450	2, 970	1, 173, 420
15. 県	支	出	金						1, 493, 726	38, 170	1, 531, 896
				1. 県	負		担	金	846, 690	36, 606	883, 296
				3. 委		託		金	116, 277	1, 564	117, 841
17. 寄	附		金						1, 008, 201	500,000	1, 508, 201
				1. 寄		附		金	1, 008, 201	500,000	1, 508, 201
19. 繰	越		金						549, 178	118, 054	667, 232
				1. 繰		越		金	549, 178	118, 054	667, 232
21. 市			債						755, 200	41,900	797, 100
				1. 市				債	755, 200	41, 900	797, 100
	歳	入		合		計			20, 067, 730	796, 807	20, 864, 537

歳 出 (単位 千円)

	款				項			補正前の額	補 正 額	計
2. 総	務	費						3, 735, 582	532, 660	4, 268, 242
			1. 総	務	管	理	費	2, 766, 076	528, 688	3, 294, 764
			2. 徴		税		費	692, 951	738	693, 689
			3. 戸	籍住月	え 基	本台	帳 費	195, 933	3, 234	199, 167
3. 民	生	費						7, 134, 084	176, 423	7, 310, 507
			1. 社	会	福	祉	費	3, 846, 237	146, 423	3, 992, 660
			3. 生	活	保	護	費	766, 510	30,000	796, 510
4. 衛	生	費						1, 392, 695	4	1, 392, 699
			2. 環	境	保	全	費	188, 492	4	188, 496
6. 農	業	費						911, 009	16, 653	927, 662
			1. 農		業		費	911, 009	16, 653	927, 662
8. 土	木	費						1, 694, 356	41, 958	1, 736, 314
			2. 道	路	橋	梁	費	667, 743	41, 958	709, 701
10. 教	育	費						2, 065, 394	29, 109	2, 094, 503
			1. 教	育	総	務	費	342, 465	50	342, 515
			2. 小	学	÷	校	費	414, 683	8,600	423, 283
			3. 中	学	*	校	費	238, 312	14, 527	252, 839
			5. 社	会	教	育	費	512, 275	5, 932	518, 207
	歳	出	合		計			20, 067, 730	796, 807	20, 864, 537

### 第 2 表 債務負担行為補正

(追加) (単位 千円)

事項	期間	限度額
議会だより印刷製本	令和7年度から令和8年度まで	5,542
会議録作成及び会議録検索システム運用業務委託	令和7年度から令和8年度まで	7,488
広報紙等配布業務委託	令和7年度から令和8年度まで	5,637
旧千代川庁舎解体工事	令和7年度	210,000
小貝川ふれあい公園(バーベキュー場、パークゴ ルフ場)管理委託	令和7年度	5,489
やすらぎの里公園植栽管理業務委託	令和7年度	4,422
上町公園、三道地公園、本宿公園、陣屋公園植栽管理業務委託	令和7年度	3,234
中学校教師用指導書·教科用教材購入	令和7年度	1,000

### 第3表地方債補正

(単位 千円) (追加) 起債の 起 債  $\mathcal{O}$ 目 的 限度額 利 率 償還の方法 方 法 普通貸借 4.0%以内 政府その他の金 (ただし、利率見 融機関の資金に 又は ついては、その融資条件による。 証券発行 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 ただし、財政の都 合により据置期 体金融機構資金 について利率の 間及び償還期限 雨水調整池整備事業 41,900 見直しを行った を短縮し、もしく 後においては、 は繰上償還又は 当該見直し後の 低利に借り換える 利率) ことができる。

# 下 妻 市 一 般 会 計 歳入歳出補正予算事項別明細書(第6号)

1. 総 括 (歳 入)

						(単位 十円)
	款		補正前の額	補 正 額	計	割合(%)
1. 市	ī	税	5, 918, 521		5, 918, 521	28. 4
2. 地	方 譲 与	税	250, 800		250, 800	1. 2
3. 利	」 子割 交付	金	2, 135		2, 135	0.0
4. 酉	当 割 交 付	金	26, 662		26, 662	0. 1
5. 株	式等譲渡所得割交	付 金	31, 303		31, 303	0.2
6. 涉	· 人 事 業 税 交 作	金	115, 700		115, 700	0.6
7. 地	2 方 消 費 税 交 作	金	1, 070, 000		1, 070, 000	5. 1
8. 環	境 性 能 割 交 作	金	33, 000		33, 000	0. 2
9. 地	2 方 特 例 交 付	金	103, 093		103, 093	0. 5
10. 地	方 交 付	税	2, 800, 000		2, 800, 000	13. 4
11. 交	医通安全对策特别交	付 金	2, 977		2, 977	0.0
12. 分	1 担金及び負担	金	68, 290		68, 290	0.3
13. 使	見用料及び手数	女 料	110, 764		110, 764	0. 5
14. 国	車 支 出	金	3, 457, 082	98, 683	3, 555, 765	17. 1
15. 県	支 出	金	1, 493, 726	38, 170	1, 531, 896	7. 3
16. 則	産 収	入	13, 012		13, 012	0. 1
17. 寄	附	金	1, 008, 201	500, 000	1, 508, 201	7. 2
18. 繰	入	金	1, 650, 699		1, 650, 699	7. 9
19. 繰	越	金	549, 178	118, 054	667, 232	3. 2
20. 諸	省 収	入	607, 387		607, 387	2. 9
21. 市	ī	債	755, 200	41, 900	797, 100	3.8
	歳 入 合 計		20, 067, 730	796, 807	20, 864, 537	100.0

### (歳 出)

	款	ζ			補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議		会		費	190, 907		190, 907	0.9
2. 総		務		費	3, 735, 582	532, 660	4, 268, 242	20. 5
3. 民		生		費	7, 134, 084	176, 423	7, 310, 507	35. 0
4. 衛		生		費	1, 392, 695	4	1, 392, 699	6. 7
5. 労		働		費	29, 611		29, 611	0.1
6. 農		業		費	911, 009	16, 653	927, 662	4.5
7. 商		工		費	376, 856		376, 856	1.8
8. 土		木		費	1, 694, 356	41, 958	1, 736, 314	8.3
9. 消		防		費	746, 916		746, 916	3.6
10. 教		育		費	2, 065, 394	29, 109	2, 094, 503	10.0
11. 災	害	復	旧	費	5		5	0.0
12. 公		債		費	1, 760, 315		1, 760, 315	8. 4
13. 予		備		費	30,000		30,000	0.2
歳	出	合	計		20, 067, 730	796, 807	20, 864, 537	100.0

		補		正		額		0		財		Ü	原	内		訳		
			特		j.	定		財			源				. ń/	ц	H-⊁	<b>沙</b> 区
国	県	支	出	金		地	方	債		そ	0	0	他		一般		財	源
				2, 970									250, 000					279, 690
			]	132, 319														44, 104
																		4
				1, 564														15, 089
								41, 90	00									58
																		29, 109
			ĵ	136, 853				41, 90	00				250, 000					368, 054

#### 2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

	(点) 1. 国库只		
目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 民生費国庫負担金	2, 272, 523	95, 713	2, 368, 236
計	2, 274, 273	95, 713	2, 369, 986
(款)14. 国庫支出金	(項) 2. 国庫補	助金	
1. 総務費国庫補助金	797, 836	2, 970	800, 806
計	1, 170, 450	2, 970	1, 173, 420
(款) 15. 県支出金	(項) 1. 県負担	金	
1. 民生費県負担金	845, 815	36, 606	882, 421
計	846, 690	36, 606	883, 296
(款) 15. 県支出金	(項) 3. 委託金		
3. 農 業 費 委 託 金	7, 523	1, 564	9, 087
計	116, 277	1,564	117, 841
(款) 17. 寄附金	(項) 1. 寄附金		
2. 総務費寄附金	1, 008, 200	500, 000	1, 508, 200
計	1, 008, 201	500, 000	1, 508, 201

			(11=11)
節		説	明
区分	金額		
1. 社会福祉費負担金	73, 213	障害者自立支援給付費負担金 障害児入所給付費等負担金	38, 143 増 35, 070 増
3. 生活保護費負担金	22, 500	医療扶助費等負担金増	
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	2, 970	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	<b>论</b> 增
1. 社会福祉費負担金	36, 606	障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費等負担金	19,071増 17,535増
1. 農業費委託金	1, 564	農地利用最適化交付金増	
1. 総務管理費寄附金	500, 000	ふるさと下妻寄附金増	

(款) 19. 繰越金

(項) 1.繰越金

	目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰	越	金	549, 178	118, 054	667, 232

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

4. 土 木 債	274, 600	41, 900	316, 500
計	755, 200	41, 900	797, 100

節		説	明	
区 分	金額		,	
1. 前年度繰越金	118, 054	前年度繰越金増		

1. 道 路 橋 梁 債	41,900	雨水調整池整備事業債

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

### (項) 1.総務管理費

							補	正	額	の	財	源	内
目			補正前の額	補 正 額	計	特		定		財	源	7ml	
							国県支出	出金	地	方(	責	そ	の他
3.	財産	医管理	1 費	396, 637	3, 064	399, 701							
4.	企	画	費	1, 020, 215	274, 938	1, 295, 153							
5.	基	金	費	336, 842	250, 000	586, 842							250, 000
11.	諸		費	60, 423	686	61, 109							
	į	計		2, 766, 076	528, 688	3, 294, 764							250, 000

#### (款) 2.総務費

#### (項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	217, 064	738	217, 802		

訳	節			
一般財源	区 分	金額	説明	
3, 064	18. 負担金補助 及び交付金	3, 064	01 財産管理経費 18 負担金補助及び交付金 配水管布設工事負担金	<b>3, 064</b> 3, 064
274, 938	7. 報 償 費 11. 役 務 費	135, 000 12, 320	02 ふるさと納税推進経費 7 報償費 寄附謝礼増	<b>274, 938</b> 135, 000
	12. 委 託 料	74, 284	11 役務費	12, 320 74, 284
	13. 使用料及び 賃 借 料	53, 334	ふるさと納税収納業務委託料増 13 使用料及び賃借料 ふるさと納税受付システム使用料増	53, 334
	24. 積 立 金	250, 000	01 基金積立金24 積立金ふるさと下妻基金積立増	<b>250</b> , <b>000</b> 250, 000
686	22. 償還金、利子 及び割引料	686	02 過年度返還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増	<b>686</b> 686
278, 688				

738	3. 職員手当	等 698	1 1 1 1 2 2	738
			3 職員手当等	698
	4. 共 済	費 40		336 増
			通勤手当	24 増
			住居手当	78 増
			期末手当	125 増
			勤勉手当	135 増
			4 共済費	40
			職員共済組合負担金増	

(款)	2.	総務費
-----	----	-----

### (項) 2. 徴税費

				補正	額の財	源 内
Ħ	補正前の額	補 正 額	<u></u>	特	定財	源
				国県支出金	地方債	その他
計	692, 951	738	693, 689			

#### (款) 2.総務費

#### (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

2. 戸籍住民基本台帳電算費	29, 897	3, 234	33, 131	2, 970	
計	195, 933	3, 234	199, 167	2, 970	

#### (款) 3. 民生費

#### (項) 1. 社会福祉費

4. 障害福祉費	1, 181, 051	146, 423	1, 327, 474	109, 819	
計	3, 846, 237	146, 423	3, 992, 660	109, 819	

#### (款) 3. 民生費

#### (項) 3.生活保護費

2.	扶	助	費	658, 876	30, 000	688, 876	22, 500	
	Ē	計		766, 510	30,000	796, 510	22, 500	

訳	節		(712.11
一般財源	区分	金額	説明
738			

264	12. 委	託	料	3, 234	01 戸籍住民基本台帳電算経費 12 委託料 戸籍システム端末設定委託料 戸籍振り仮名通知書作成委託料	3, 234 3, 234 264 2, 970
264						

36, 604	19. 扶	助	費	146, 423	02 障害者自立支援給付事業費 19 扶助費 障害者介護給付費 障害者施設介護給付費 障害者訓練等給付費 障害児通所等給付費	146, 423 146, 423 4, 180 増 3, 587 増 68, 516 増 70, 140 増
36, 604						

7, 500	19. 扶	助	費	30, 000	01 生活保護扶助費 19 扶助費 医療扶助費増	<b>30, 000</b> 30, 000
7, 500						

(款)	4. 衛生費

### (項) 2. 環境保全費

				補正	額の財	源 内
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国県支出金	地方債	その他
2. 環境衛生費	89, 179	4	89, 183			
# <u></u>	188, 492	4	188, 496			

#### (款) 6. 農業費

#### (項) 1.農業費

1. 農業委員会費	72, 050	1, 033	73, 083	1, 564	
3. 農業振興費	232, 019	15, 620	247, 639		
計	911, 009	16, 653	927, 662	1, 564	

#### (款) 8. 土木費

#### (項) 2. 道路橋梁費

3. 道 路 新 設 改 良 費	246, 651	41, 958	288, 609	41, 900	
計	667, 743	41, 958	709, 701	41, 900	

#### (款) 10. 教育費

#### (項) 1. 教育総務費

1. 教育委員会費	2, 168	50	2, 218		

						(事匠 111)
訳		節				
一般財源	区	分	金	額	説明	
4	27. 繰	出金		4	03 水道事業会計繰出 27 繰出金 水道事業会計繰出金増	<b>4</b> 4
4						

△531	1. 報	1,033	02 農業委員等報酬経費 1 報酬 農業委員会 会長 農業委員会 会長職務代理者 農業委員会 委員 農地利用最適化推進委員	1, 033 1, 033 34 増 34 増 585 増 380 増
15, 620	14. 工事請負費	15, 620	02 ビアスパークしもつま管理経費 14 工事請負費 ボイラー更新工事 排煙窓修繕工事	15, 620 15, 620 13, 750 1, 870
15, 089				

58	16. 公 有 財 産 購 入 費	41, 958	02 道路新設改良経費 16 公有財産購入費 雨水調整池用地購入費	<b>41, 958</b> 41, 958
58				

50	9. 交	際	費	50	01 教育委員会運営経費	50
					9 交際費	50

(款)	10. 教育費	

### (項) 1. 教育総務費

				補正	額の財	源内
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国県支出金	地方債	その他
計	342, 465	50	342, 515			

#### (款) 10. 教育費

#### (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	400, 825	8, 600	409, 425		
計	414, 683	8, 600	423, 283		

#### (款) 10. 教育費

#### (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	216, 307	14, 527	230, 834		
<b>3</b> +	238, 312	14, 527	252, 839		

#### (款) 10. 教育費

#### (項) 5. 社会教育費

2. 公民館費 116,160	4, 950	121, 110		

	ī		(十四 111)
訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
			委員会交際費増
50			

8,600	7. 報 14. 工具	貸 事請 賃	費	8, 000	<ul> <li>01 学校管理運営経費</li> <li>7 報償費</li> <li>学校医退職慰労金</li> <li>02 学校施設管理経費</li> <li>14 工事請負費</li> <li>高道祖幼稚園園舎解体工事増</li> </ul>	600 600 8, 000 8, 000
8,600						

14, 527	10. 需	用	費	14, 527	01 学校管理運営経費 10 需用費 教師用指導書・教科用教材増	<b>14, 527</b> 14, 527
14, 527						

4, 950	3. 職員手当等	600	01 <b>職員人件費</b> 3 職員手当等	1, <b>050</b>
	4. 共 済 費	450	3 概員子当等   期末手当   退職手当負担金	400 増 200 増
	10. 需 用 費	500	4 共済費	450 450
	14. 工事請負費	3, 400	職員共済組合負担金増 02 千代川公民館管理運営経費 10 需用費	<b>3</b> , <b>200</b> 500
			修繕料増	

(款) 10. 教育費

#### (項) 5. 社会教育費

				補正	額の財	源 内
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源
				国県支出金	地方債	その他
7. 文化財保護費	11, 082	222	11, 304			
9. 市民センター 管 理 費	20, 562	760	21, 322			
計	512, 275	5, 932	518, 207			

訳	節			
一般財源	区分	金額	説明	
			14 工事請負費 ドレンチャーポンプ更新工事 <b>03 大宝公民館管理運営経費</b> 14 工事請負費 給湯機更新工事	2, 700 <b>700</b> 700
222	18. 負担金補助 及び交付金	222	01 文化財保護経費 18 負担金補助及び交付金 文化財保護費補助金増	<b>222</b> 222
760	14. 工事請負費	760	01 市民センター管理運営経費 14 工事請負費 非常放送設備更新工事	<b>760</b> 760
5, 932				

## (1)補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

### 1. 特別職

1. 10 ///046		啦 号 粉		給		与
[	区 分	職員数 (人)	報酬	給 料	期 末 手 当 3.40ヶ月分	地域手当
	長 等	3		25, 560	8, 329	
補正後	議員	18	80, 880		25, 205	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の特別職	1, 184	63, 296			
	計	1, 205	144, 176	25, 560	33, 534	
	長 等	3		25, 560	8, 329	
補正前	議員	18	80, 880		25, 205	
↑₩₩₩₽	その他の特別職	1, 184	62, 263			
	計	1, 205	143, 143	25, 560	33, 534	
	長 等	0		0	0	
比較	議員	0	0		0	
上 戦	その他の特別職	0	1,033			
	計	0	1,033	0	0	

#### 2. 一般職

#### (1) 総 括

F.		啦 号 粉 ( 1 )	給	_	与
区	分	職員数(人)	報酬	給 料	職員手当
補	正後	( 257) 294	486, 940	1, 136, 697	794, 636
補 [	正 前	( 257)	486, 940	1, 136, 697	793, 538
7m -	TT 13.1	294	400, 740	1, 130, 037	100, 000
比	較	( 0)	0	0	1,098

### () 内は、短時間勤務職員外書き

	区分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補正後	14, 497	299	33, 060	77, 322
	補正前	14, 497	299	32, 724	77, 322
	比 較	0	0	336	0

#### (単位 千円)

					(単位 下円)
	費				/#: <del>-1/</del> .
寒冷地手当	その他の手当	計	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
	48	33, 937	6, 500	40, 437	3, 480
		106, 085	23, 651	129, 736	
		63, 296		63, 296	
	48	203, 318	30, 151	233, 469	3, 480
	48	33, 937	6, 500	40, 437	3, 480
		106, 085	23, 651	129, 736	
		62, 263		62, 263	
	48	202, 285	30, 151	232, 436	3, 480
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		1,033		1, 033	
	0	1,033	0	1,033	0

#### (単位 千円)

			(1137 1147
費計	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
2, 418, 273	492, 165	2, 910, 438	171, 095
2, 417, 175	491, 675	2, 908, 850	170, 895
1,098	490	1, 588	200

#### (単位 千円)

期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
345, 300	290, 335	18, 843	48	13, 468	1, 464
344, 775	290, 200	18, 819	48	13, 390	1, 464
525	135	24	0	78	0

給与費

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

	啦 是 粉 (   )		給		与	費	共 済 費	^ ∌l.	備考
区分	職員数(人)	報	酬	給 料	職員手当	計	共 済 費	合 計	(退職手当負担金)
補 正 後	( 3 ) 294			1,136,697	630,693	1,767,390	372,165	2,139,555	171,095
補 正 前	( 3 ) 294			1,136,697	629,595	1,766,292	371,675	2,137,967	170,895
比較	( 0 ) 0			0	1,098	1,098	490	1,588	200

(単位 千円)

	区分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日直手当
職員手当の内訳	補正後	14,497	299	33,060	77,322	256,542	215,150	18,843	48	13,468	1,464
	補正前	14,497	299	32,724	77,322	256,017	215,015	18,819	48	13,390	1,464
	比 較	0	0	336	0	525	135	24	0	78	0

備考()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

1 411/								(十四 111)
17 N	啦 吕 粉 ( ) )	ŕ	給 与		費	共 済 費	合 計	備考
区分	職員数(人)	報酬	給 料	職員手当	計	共 済 費	合 計	(退職手当負担金)
補 正 往	( 254 )	486,940		163,943	650,883	120,000	770,883	
補正	íj ( 254 )	486,940		163,943	650,883	120,000	770,883	
比	( 0 )	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

	区分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日直手当
職員手当の内訳	補正後					88,758	75,185				
	補正前					88,758	75,185				
	比 較					0	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及	び職員手当	4の増減額の明細					(単位 千円)
区	分	増減額	増 減 事 由 別	」 内 訳	説明	備	考
給	料	0	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %		
			昇給に伴う増加分		平均昇給率 %		
			その他の増減分				
職員	手 当	1,098	制度改正に伴う増減分				
			その他の増減分	1,098			

## (2)債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

		前年度士まで	の支出目は類	当該年度以降	の支出予定類	左	の財	源	内 訳
事項	限度額					特	定財	源	一般財源
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	/3/// 1///
議会だより印刷製本	5,542			令和7年度から 令和8年度まで	5,542				5,542
会議録作成及び会議録検索システム運用業務委託	7,488			令和7年度から 令和8年度まで	7,488				7,488
広報紙等配布業務委託	5,637			令和7年度から 令和8年度まで	5,637				5,637
旧千代川庁舎解体工事	210,000			令和7年度	210,000		199,500	10,500	0
小貝川ふれあい公園(バーベキュー場、パークゴルフ場)管理委託	5,489			令和7年度	5,489				5,489
やすらぎの里公園植栽管理業務委託	4,422			令和7年度	4,422				4,422
上町公園、三道地公園、本宿公園、陣屋公園植栽管理業務委託	3,234			令和7年度	3,234				3,234
中学校教師用指導書·教科用教材購入	1,000			令和7年度	1,000				1,000

#### (3) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

					(単位 十円)
区分	前前年度末	前 年 度 末		中増減見込	当該年度末
区 分	現在高	現在高見込額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	16,851,790	16,449,020	(106,200) 810,700	914,024	16,345,696
(1) 総 務	586,474	536,433	241,300	34,207	743,526
(2) 庁 舎	3,978,100	4,215,800		12,736	4,203,064
(3) 民 生			38,800		38,800
(4) 農 業	632,681	628,370	70,700	60,389	638,681
(5) 土 木	4,625,646	4,373,520	(24,400) 340,900	393,531	4,320,889
(6) 消 防	917,950	917,672		46,232	871,440
(7) 教 育	6,110,939	5,777,225	(81,800) 119,000	366,929	5,529,296
2. 災害復旧事業	71,750	51,513		20,238	31,275
3. そ の 他	7,800,208	7,099,474	92,600	693,494	6,498,580
(1) 災害援護資金貸付事業債	12,822	9,459	2,600	3,610	8,449
(2) 上水道事業出資債	14,285	7,158		3,521	3,637
(3) 減税補てん債	31,013	17,520		9,834	7,686
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	48,865		2,875	45,990
(5) 臨時 財政対策債	7,693,223	7,016,472	90,000	673,654	6,432,818
合 計	24,723,748	23,600,007	903,300	1,627,756	22,875,551

<sup>※「</sup>当該年度起債見込額」の内()は、令和5年度繰越事業分に伴う起債見込額である。

#### 令和6年度下妻市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科	目	補正前の額	補 正 額	ii)
第1款 水 道	事 業 収 益	1, 076, 488	4	1, 076, 492
第2項 営	業外収益	71, 899	4	71, 903

(資本的収入)

第3条 令和6年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額256,858千円は 過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益

収 入

(単位:千円)

科目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資 本 的 収 入	273, 138	3, 064	276, 202
第3項 他会計負担金	0	3, 064	3,064

令和6年12月3日 提出

下妻市長 菊 池 博

#### 令和6年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

#### 収益的収入

収 入						(単位 千円)
款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備考
1. 水 道 事 業 収 益			1, 076, 488	4	1, 076, 492	
	2. 営業外収益		71, 899	4	71, 903	
		2. 他 会 計 補 助 金	502	4	506	

#### 資本的収入

収入						(単位:千円)
款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備考
1. 資本的収入			273, 138	3, 064	276, 202	
	3. 他 会 計 負 担 金		0	3, 064	3, 064	
		1. 他 会 計 負 担 金	0	3, 064	3, 064	

#### 令和6年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

		(単位	千円)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益(△純損失)		48,053
	減価償却費	2	70,995
	固定資産除却費		900
	貸倒引当金の増減額		△ 103
	賞与引当金の増減額		239
	長期前受金戻入額	$\triangle$	67,922
	受取利息及び配当金		$\triangle$ 5
	支払利息		67,400
	未収金の増減額(△は増加)		59,180
	たな卸資産の増減額(△は増加)		212
	未払金の増減額(△は減少)		0
	小計	3	78,949
	利息及び配当金の受取額		5
	利息の支払額	$\triangle$	67,400
	業務活動によるキャッシュ・フロー	3	11,554
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	$\triangle$ 2	72,151
	負担金による収入		3,064
	出資金による収入		3,138
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△</u> 2	65,949
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2	70,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	$\triangle$ 2	33,360
	財務活動によるキャッシュ・フロー		36,640
資	金増加額(又は減少額)	;	82,245
資	金期首残高	1,4	53,668
資	金期末残高	1,5	35,913

水道事業

#### 令和6年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

	(令和7年3	3月31日)		(単位 千円)
資 産 の 部				
1. 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア土地		511, 640		
イ 建 物	1, 011, 313			
建 物 減 価 償 却 累 計 額 _	570, 763	440, 550		
ウ 構 築 物	13, 327, 774			
構 築 物 減価償却累計額 _	8, 706, 090	4, 621, 684		
エ機械及び装置	4, 485, 330			
機 械 及 び 装 置 減価償却累計額 _	4, 027, 238	458, 092		
才 車 両 運 搬 具	5, 013			
車 両 運 搬 具減価償却累計額 _	4, 920	93		
カ 工具、器具及び備品	10, 360			
工具、器具及び備品 減 価 償 却 累 計 額 _	8, 630	1, 730		
キ 建 設 仮 勘 定	_	2, 282, 042		
有形固定資産合計			8, 315, 831	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア 施 設 利 用 権	<del>-</del>	692		
無形固定資産合計		-	692	
固定資産合計				8, 316, 523
2. 流 動 資 産				
(1) 現 金 · 預 金			1, 535, 913	
(2) 未 収 金			173, 505	
貸 倒 引 当 金			△ 1,400	
(3) 貯 蔵 品			3,770	
(4) その他流動資産		-	300	
流動資産合計				1,712,088
資 産 合 計				10, 028, 611

負債の部	
3. 固 定 負 債	
(1) 企 業 債	4, 424, 957
(2) 引 当 金	34, 888
固定負債合計	4, 459, 845
4. 流 動 負 債	
(1) 企 業 債	198, 775
(2) 未 払 金	708, 477
(3) 引 当 金	5, 401
(4) その他流動負債	<u> </u>
流動負債合計	914, 25
5. 繰 延 収 益	
(1) 長 期 前 受 金	4, 384, 814
(2) 長期前受金収益化累計額	2, 591, 419
長期前受金合計	<u>1, 793, 395</u>
繰延収益合計	1, 793, 39
負 債 合 計	7, 167, 493
資 本 の 部	
6. 資 本 金	
(1) 自 己 資 本 金	2,071,250
資本金合計	2, 071, 250
7. 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
資本剰余金合計	0
(2) 利 益 剰 余 金	
ア 減 債 積 立 金	0
イ 利 益 積 立 金	51, 113
ゥ 当年度未処分 利 益 剰 余 金	738, 755
利益剰余金合計	789, 868
剰 余 金 合 計	
資本合計	2, 861, 118

水道事業

#### 令和6年度下妻市水道事業会計補正予算明細書(第1号)

J	仅益的収入	\								(単位 千円)
	款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	_	説	明
	办人	包	П	畑皿削り娘	11日11141月	рІ	区 分	金 額	成	93
]	1. 水道事	事業 収益		1, 076, 488	4	1, 076, 492				
	2. 営業	外収益		71, 899	4	71, 903				
			2. 他 会 計 補 助 金	502	4	506	他会計補助金	4	一般会計補助金増	

資本的収	入								(単位:千円)	
款	項	B	補正前の額	補正額	a)	⇒ı	節		説	RH.
水	垻		畑正削り領	州上領	計	区 分	金 額	成化	明	
1. 資 本	的収入		273, 138	3,064	276, 202					
3. 他会	会計負担金		0	3, 064	3, 064					
		1. 他会計負担金	0	3, 064	3, 064	他会計負担金	3, 064	工事負担金増		

水道事業

議案第70号

下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任について

下記の者を下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会の委員に選任したいから、地方 公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求 める。

令和6年12月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 岡田 真紀子

#### 提案理由

現下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員である岡田真紀子氏が、令和7年1月16日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履歴

(略)